

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)
 第一条による改正(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号))

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第五十一条 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋(以下この項及び次項において「被災家屋」という。)の所有者その他の政令で定める者が、当該被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋(以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 警戒区域設定指示(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第十五条第三項又は第二十条第三項の</p>	<p>附 則</p> <p>(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第五十一条 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋(以下この条において「被災家屋」という。)の所有者その他の政令で定める者が、当該被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋(以下この条において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除するものとする。</p> <p>2 略</p>

規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。附則第五十五条の二第一項において同じ。）が市町村長に対して行つた附則第五十五条の二第一項第一号に掲げる指示をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。）内に所在した家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者その他の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

4 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における所有者その他の政令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと道府県知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算

して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取得税の非課税等）

第五十二条 道府県は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した第一百七十三条第一項の自動車（以下この項、附則第五十四条第一項及び第五十七条第一項において「被災自動車」という。）の所有者（第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場合においては、当該取得が平成二十六年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

2 道府県は、次の各号に掲げる自動車で政令で定めるもの（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の当該各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場合においては

（東日本大震災により滅失又は損壊した自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の非課税）

第五十二条 道府県は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した第一百七十三条第一項の自動車（以下この項、附則第五十四条 及び第五十七条第一項において「被災自動車」という。）の所有者（第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場合においては、当該取得が平成二十六年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

、当該取得が同日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたと
きに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動車の取
得に対しては、自動車取得税を課することができない。

一 警戒区域設定指示が行われた日から継続して当該警戒区域設定指示
に係る警戒区域設定指示区域内にあつた第百十三条第一項の自動車で
、当該警戒区域設定指示区域内にある間に用途を廃止したもの

二 警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除さ
れた日までの間継続して当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指
示区域内にあつた第百十三条第一項の自動車で、次に掲げる自動車の
区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十
七号）第一条第一項に規定する自動車 当該警戒区域設定指示が解
除された日から二月以内に用途を廃止し又は同条第十一項に規定す
る引取業者（次号において「引取業者」という。）に引き渡したも
の

ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該警戒区域設定指示が解除さ
れた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に
解体したもの

三 警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示に係る警
戒区域設定指示区域の外に移動させた日までの間継続して当該警戒区
域設定指示区域内にあつた第百十三条第一項の自動車で、次に掲げる
自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する

自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの

ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

3 道府県は、警戒区域設定指示区域内の第百十三条第一項の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日における所有者（第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4 道府県は、自動車取得税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付するものとする。

5 道府県知事は、前項の規定により自動車取得税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない

6 | 前二項の規定によつて自動車取得税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第四項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

7 | 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(東日本大震災による被災自動車の代替自動車等に係る自動車税の非課税等)

第五十四条 道府県は、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の自動車税に限り、附則第五十二条第一項に規定する政令で定める者が、被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車(第四百四十五条第一項に規定する自動車をいう。)を取得した場合における当該取得された自動車に対しては、第四百四十五条の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

2 | 道府県は、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の自動車税に限り、附則第五十二条第二項に規定する政令で定める者が、同項各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日から平成二十六年三月三十一日までの間に対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車(第四百四十五条第一項に規定する自動車をいう。)を取得した場合における当該取得された自動車に対しては、第四百四十五条の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

2 | 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(東日本大震災により滅失又は損壊した自動車の代替自動車に係る自動車税の非課税)

第五十四条 道府県は、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の自動車税に限り、附則第五十二条第一項に規定する政令で定める者が、被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車(第四百四十五条第一項に規定する自動車税の課税客体である自動車をいう。)を取得した場合における当該取得された自動車に対しては、第四百四十五条の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

- 3 道府県は、附則第五十二条第三項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなつた場合においては、同項に規定する他の自動車（第四百四十五条第一項に規定する自動車に限る。）に対する平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度分の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。
- 4 道府県は、自動車税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該自動車税について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付するものとする。
- 5 道府県知事は、前項の規定により自動車税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充たしなければならない。
- 6 前二項の規定によつて自動車税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第四項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。
- 7 対象区域内自動車（第四百四十五条第一項に規定する自動車に限る。）が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車は、同条の規定の適用については、当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみなす。
- 8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して警戒区域設定指示等の対象となつた区域内の土地及び家屋に係る平成二十三年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除）

第五十五条の二 市町村長は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が平成二十四年三月三十一日までに市町村長又は都道府県知事に対して行つた次に掲げる指示の対象となつた区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に対して固定資産税又は都市計画税を課することが公益上その他の事由により不相当と認める区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

- 一 原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示
- 二 住民に対し避難のための立退き又は屋内への退避を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示
- 三 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示
- 四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める指示

2 市町村は、前項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十三年度に係る賦課期日において所在した家屋に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十三年度分の固定資産税又は都市計画税を課さないものとする。

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例)

第五十六条 略

2 12 略

13 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの(以下この項において「対象区域内住宅用地」という。)(の同日における所有者(当該対象区域内住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)(その他の政令で定める者が、同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に、当該対象区域内住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地を取得(共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。)(した場合における当該取得された土地で新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該取得された土地のうち対象区域内住宅用地に相当する土地として政令

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例)

第五十六条 略

2 12 略

で定めるものを住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第五十六条第十三項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

14 市町村は、警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者（当該対象区域内家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月（当該対象区域内家屋に代わるものと市町村長が認める家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年）を経過する日までの間に取得した場合における当該取得された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得された日の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋で

ある場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

- 15) 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した償却資産（以下この項において「対象区域内償却資産」という。）の同日における所有者（当該対象区域内償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に、当該対象区域内償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）した場合における当該取得された償却資産（当該対象区域内償却資産又は当該取得された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち対象区域内償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分

の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

16| 第十二項又は前項の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第五十六条第十二項若しくは第十五項」とする。

17| 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（東日本大震災による被災自動車の代替軽自動車等に係る軽自動車税の非課税等）

第五十七条 市町村は、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の軽自動車税に限り、附則第五十二条第一項に規定する政令で定める者が、被災自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車（二輪のものを除く。以下この項、第四項及び第五項において同じ。）を取得した場合における当該取得された軽自動車に対しては、第四百四十二条の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。

2 市町村は、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の軽自動車税に限り、原動機付自転車、軽自動車（二輪のものに限る。）及び二輪の小型自動車（以下この項、第六項及び第七項において「二輪自動車等」という。）であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したも

13| 前項 の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第五十六条第十二項」とする。

14| 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（東日本大震災により滅失又は損壊した自動車等の代替軽自動車等に係る軽自動車税の非課税）

第五十七条 市町村は、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の軽自動車税に限り、附則第五十二条第一項に規定する政令で定める者が、被災自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車（二輪のものを除く。以下この項 において同じ。）を取得した場合における当該取得された軽自動車に対しては、第四百四十二条の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。

2 市町村は、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の軽自動車税に限り、原動機付自転車、軽自動車（二輪のものに限る。）及び二輪の小型自動車（以下この項 において「二輪自動車等」という。）であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したも

の（以下この項において「被災二輪自動車等」という。）の所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等を取得した場合における当該取得された二輪自動車等に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。

3
略

4 市町村は、平成二十三年度から平成二十五年までの各年度分の軽自動車税に限り、附則第五十二条第二項に規定する政令で定める者が、同項各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日から平成二十五年四月一日までの間に対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車の取得をした場合における当該取得された軽自動車に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。

5 市町村は、附則第五十二条第三項に規定する政令で定める者が、同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日から平成二十五年四月一日までの間に対象区域内自動車以外の軽自動車（以下この項において「他の軽自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の軽自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の軽自動車に対する平成二十三年度から平成二十五年までの各年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

の（以下この項において「被災二輪自動車等」という。）の所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等を取得した場合における当該取得された二輪自動車等に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。

3
略

6 市町村は、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の軽自動車税に限り、次の各号に掲げる二輪自動車等で政令で定めるもの（以下この条において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）の当該各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、同日から平成二十五年四月一日までの間に対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等の取得をした場合における当該取得された二輪自動車等に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。

一 警戒区域設定指示が行われた日から継続して当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内にあつた二輪自動車等で、当該警戒区域設定指示区域内にある間に用途を廃止したもの

二 警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除された日までの間継続して当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内にあつた二輪自動車等で、同日から二月以内に用途を廃止し又は解体したもの

三 警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域の外に移動させた日までの間継続して当該警戒区域設定指示区域内にあつた二輪自動車等で、同日から二月以内に用途を廃止し又は解体したもの

7 市町村は、警戒区域設定指示区域内の二輪自動車等（以下この項及び第十三項において「対象区域内二輪自動車等」という。）の当該警戒区

域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日における所有者)
第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する
買主)その他の政令で定める者が同日から平成二十五年四月一日までの
間に対象区域内二輪自動車等以外の二輪自動車等(以下この項において
「他の二輪自動車等」という。)の取得をした場合において、当該他の
二輪自動車等の取得をした後に、対象区域内二輪自動車等が対象区域内
用途廃止等二輪自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他
の二輪自動車等を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市
町村長が認めるときは、当該他の二輪自動車等に対する平成二十三年度
から平成二十五年までの各年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収
金に係る納税義務を免除するものとする。

8

市町村は、平成二十三年度から平成二十五年までの各年度分の軽自
動車税に限り、次の各号に掲げる小型特殊自動車で政令で定めるもの)
以下この条において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。
()の当該各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者
(第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定す
る買主)その他の政令で定める者が、同日から平成二十五年四月一日ま
での間に対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長
が認める小型特殊自動車の取得をした場合における当該取得された小型
特殊自動車に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自
動車税を課することができない。

一 警戒区域設定指示が行われた日から継続して当該警戒区域設定指示
に係る警戒区域設定指示区域内にあつた小型特殊自動車で、当該警戒

区域設定指示区域内にある間に用途を廃止したもの

二 警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除された日までの間継続して当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内にあつた小型特殊自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し又は解体したもの

三 警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域の外に移動させた日までの間継続して当該警戒区域設定指示区域内にあつた小型特殊自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し又は解体したもの

9 市町村は、警戒区域設定指示区域内の小型特殊自動車（以下この項及び第十三項において「対象区域内小型特殊自動車」という。）の当該警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日における所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合は、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が同日から平成二十五年四月一日までの間に対象区域内小型特殊自動車以外の小型特殊自動車（以下この項において「他の小型特殊自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の小型特殊自動車の取得をした後に、対象区域内小型特殊自動車が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の小型特殊自動車に対する平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

10 市町村は、軽自動車税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合におい

て、当該軽自動車税について第五項、第七項又は前項の規定の適用があることとなつたときは、これらの規定の政令で定める者の申請に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付するものとする。

11 市町村長は、前項の規定により軽自動車税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

12 前二項の規定によつて軽自動車税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第十項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げの日とみなして、同項の規定を適用する。

13 対象区域内自動車（軽自動車に限る。）、「対象区域内二輪自動車等又は対象区域内小型特殊自動車（以下この項において「対象区域内軽自動車等」という。）が、対象区域内用途廃止等自動車、対象区域内用途廃止等二輪自動車等又は対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなつた場合には、当該対象区域内軽自動車等は、第四百四十二条の二の規定の適用については、当該対象区域内軽自動車等に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日以後軽自動車等でなかつたものとみなす。

14 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二条による改正（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号））

改 正 案	現 行
<p>（地方債の特例）</p> <p>第八条 次に掲げる場合においては、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域内にあるものは、平成二十三年度及び平成二十四年度以降の年度であつて政令で定める年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二百二条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。</p> <p>一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補つ場合</p> <p>二 東日本大震災に係る災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合</p> <p>2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもつて引き受けるものとする。</p> <p>3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。</p> <p>4 第一項の規定により起こした地方債の元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより、当該地</p>	<p>（地方債の特例）</p> <p>第八条 次に掲げる場合においては、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域内にあるものは、平成二十三年度及び平成二十四年度以降の年度であつて政令で定める年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二百二条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。</p> <p>一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補つ場合</p> <p>二 東日本大震災に係る災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合</p> <p>2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもつて引き受けるものとする。</p> <p>3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。</p>

方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額又は当該地方公共団体に対して交付すべき特別交付税の算定の基礎に算入するものとする。

- 第九条 地方公共団体は、平成二十三年度において、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。次条において「地方税法改正法」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。同条において「地方税法等改正法」という。）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。同条において「震災特例法」という。）の施行による個人の道府県民税又は市町村民税、個人の行う事業に対する事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税、土地及び家屋に対して課する固定資産税、都市計画税並びに軽自動車税並びに自動車取得税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。次条において同じ。）に係る同年度の減収額を埋めるため、地方財政法第五条の規定にかかわらず、同年度の減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。
- 2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもって引き受けるものとする。
- 3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当

第九条 地方公共団体は、平成二十三年度において、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。次条において「地方税法改正法」という。）

- 及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。同条において「震災特例法」という。）の施行による個人の道府県民税又は市町村民税、個人の行う事業に対する事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税、土地及び家屋に対して課する固定資産税、都市計画税並びに軽自動車税並びに自動車取得税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。次条において同じ。）に係る同年度の減収額を埋めるため、地方財政法第五条の規定にかかわらず、同年度の減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。
- 2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもって引き受けるものとする。
- 3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当

該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

4 第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(平成二十三年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第十条 平成二十三年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法

第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法改正法及び震災特例法の施行による個人の道府県民税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 震災特例法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

(平成二十三年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第十条 平成二十三年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法(昭和二十五年法律

第二百一十一号)第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法改正法及び震災特例法の施行による個人の道府県民税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 震災特例法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 地方税法改正法の施行による不動産取得税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

附則第四条による改正（地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号））

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則に十六条を加える改正規定（附則第四十五条に係る部分に限る。）は、平成二十四年一月一日から施行する。</p> <p>（不動産取得税に関する経過措置）</p> <p>第一条の二 改正後の附則第五十一条第一項及び第二項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された同条第一項に規定する代替家屋及び同条第二項に規定する代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。</p> <p>（自動車取得税に関する経過措置）</p> <p>第二条 改正後の附則第五十二条の規定は、平成二十三年三月十一日以後の同条第一項の代替自動車の取得について適用する。</p> <p>（自動車税に関する経過措置）</p> <p>第三条 改正後の附則第五十四条の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された第四百四十五条第一項に規定する自動車に対して課すべき自</p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則に十六条を加える改正規定（附則第四十五条に係る部分に限る。）は、平成二十四年一月一日から施行する。</p> <p>（自動車取得税に関する経過措置）</p> <p>第二条 改正後の附則第五十二条の規定は、平成二十三年三月十一日以後の同条第一項の代替自動車の取得について適用する。</p> <p>（自動車税に関する経過措置）</p> <p>第三条 改正後の附則第五十四条の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された第四百四十五条第一項に規定する自動車に対して課すべき自</p>

動車税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第四条 改正後の附則第五十七条の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された第四百四十二条の二第一項に規定する軽自動車等に対して課すべき軽自動車税について適用する。

動車税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第四条 改正後の附則第五十七条の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された第四百四十二条の二第一項に規定する軽自動車等に対して課すべき軽自動車税について適用する。